

◎新潟県告示第1000号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

令和2年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣  
イノシシ及びニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域  
県内全域（ただし、イノシシにおいては佐渡市及び粟島浦村、ニホンジカにおいては佐渡市をそれぞれ除く。）
- 3 延長する狩猟期間  
毎年11月15日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間  
令和2年11月15日から令和4年3月31日まで